

議案第43号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係
る事務手数料条例の制定について

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例を
別紙のように制定する。

令和2年6月1日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に係る手数料について、同法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うとともに、事業者等の利便性を勘案し、手数料の対象となる事務並びにその単位及び金額を体系的かつ個別的に定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係
る事務手数料条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)に係る事務の手数料を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の金額等)

第 2 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条第 2 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この条において「判定」という。)又は法第 12 条第 2 項若しくは第 13 条第 3 項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第 3 号において同じ。))が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条第 2 項の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
---	----	----

	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	モデル建物法によるもの	2,000平方メートル未満のもの	166,200円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	269,000円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	351,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	421,900円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	495,000円
		50,000平方メートル以上のもの	641,100円
2	その他のもの	2,000平方メートル未満のもの	418,900円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	992,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円

備考

- 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成

28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。) 第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。

3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。

(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係るものに限る。)を受けようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	判定等の区分	床面積の合計	
1	判定	5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円
		2	変更の判定

	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
	50,000平方メートル以上のもの	160,600円

備考 前号の表の備考1及び備考3の規定は、この表についても適用する。

- (3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計
1	モデル建物法によるもの	5,000平方メートル未満のもの
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの

		50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円
2	その他のもの	5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	368,700 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	435,700 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	496,900 円
		50,000 平方メートル以上のもの	619,500 円

備考 第 1 号の表の備考 2 及び備考 3 の規定は、この表についても適用する。

- (4) 法第 29 条第 1 項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。))に法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第 11 号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 29 条第 1 項の認定若しくは法第 31 条第 1 項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅)	登録住宅性能評価	300 平方メートル	11,000 円

<p>(人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。)以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</p>	未満のもの		
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	144,900 円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,900 円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	228,600 円	
		50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円	
	<p>その他のもの</p>	<p>モデル建物法によるもの</p>	300 平方メートル未満のもの	99,200 円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方	269,000 円

			メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円
			50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円
	その他のもの		300 平方メートル未満のもの	259,000 円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円

			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの	5,600 円	
		その他のもの	200 平方メートル 未満のもの	39,100 円
			200 平方メートル 以上のもの	43,700 円
3	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの	300 平方メートル 未満のもの	11,000 円
			300 平方メートル 以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,200 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	51,400 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方	91,800 円

		メートル未満のもの	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	147,700 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	223,500 円
		50,000 平方メートル以上のもの	339,400 円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	78,700 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	131,200 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	223,400 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	320,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	630,100 円

		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,114,700 円
		50,000 平方メートル以上のもの	2,048,600 円
4	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）		住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げ

		る区分に応じ それぞれ右欄 に定める金額 を加算した額
--	--	--------------------------------------

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。)
 - (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 3 「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

4 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。

(5) 法第29条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)をしようとする者 当該認定等に係る1の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 法第29条第1項の規定による認定の申請の場合又は法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

イ 法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。)の場合 第9号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

(6) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第30条第2項の規定による申出又は法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー

消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合第4号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	床面積の合計	確認の申請書	
1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下この条において「磁気ディスク等」という。)	31,000円
		書類又は図書のみ	33,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	42,000円
		書類又は図書のみ	44,000円
3	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	58,000円
		書類又は図書のみ	60,000円
4	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	85,000円
		書類又は図書のみ	87,000円
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	114,000円
		書類又は図書のみ	116,000円
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	273,000円
		書類又は図書のみ	275,000円
7	10,000平方メートルを超え	磁気ディスク等	468,000円

	50,000 平方メートル以下のもの	書類又は図書のみ	470,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000 円
		書類又は図書のみ	730,000 円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定(同条第 3 項の認定を含む。)に係る建築物(同法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)にあっては、当該各号に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積)をいう。
 - (1) 建築物の建築(建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。以下この条において同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積の合計
 - (2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計とする。
 - ア 既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に、建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)があった場合
 - イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積の合計が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の 20 分の 1 以下であり、かつ、50 平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)
 - (3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第 2 条第 15

号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該大規模の修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年羽曳野市条例第34号)別表附表1の備考1第4号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)の合計に0.5を乗じて得た面積

2 「確認の申請書」とは、建築基準法第6条第1項の確認の申請書をいう。

3 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合 前号の金額のほか、ア(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

(7) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事)が構造

計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第 30 条第 2 項の規定による申出又は法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合第 4 号及び前号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

項	区分		金額
	床面積の合計	構造計算の方法	
1	200平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	97,600円
		大臣認定プログラム以外の方法	128,900円
2	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	110,200円
		大臣認定プログラム以外の方法	154,000円
3	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	122,800円
		大臣認定プログラム以外の方法	179,100円
4	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	135,300円
		大臣認定プログラム以外の方法	204,300円
5	2,000平方メートルを	大臣認定プログラム	153,600円

	超え 10,000 平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム以外の方法	244,100円
6	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	193,600円
		大臣認定プログラム以外の方法	324,200円
7	50,000 平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	327,400円
		大臣認定プログラム以外の方法	595,500円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、建築基準法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又は同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があつた建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計(床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に 2 を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積)に 0.5 を乗じて得た面積とする。
 - 2 「構造計算」とは、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算をいう。
 - 3 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定するプログラム又は同項第 3 号イに規定するプログラムをいう。
 - 4 第 1 号の表の備考 3 の規定は、この表についても適用する。
- (イ) 法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係る

ものを除く。)をしようとする場合 前号及び第9号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額

イ 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合 前2号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)にア(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額

(8) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第30条第2項の規定による申出又は法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号及び前2号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等	19,000円
		書類又は図書のみ	21,000円
2	確認済証の交付があつた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	11,000円
		書類又は図書のみ	13,000円

3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等	9,000円
		書類又は図書のみ	11,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	7,000円
		書類又は図書のみ	9,000円

備考

- 1 「小荷物専用昇降機」とは、建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
 - 2 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。
 - 3 第6号の表の備考2の規定は、この表についても適用する。
- (イ) 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前2号及び第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額
- イ 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合 前3号の金額のほか、ア(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額
- (9) 法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部	

			分の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの	300平方メートル未 満のもの	6,100円	
			300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	16,000円	
			2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	46,400円	
			5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	73,100円	
			10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	92,100円	
			25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	114,900円	
			50,000平方メー トル以上のもの	160,600円	
		その他の もの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル未 満のもの	50,200円
				300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	83,700円
				2,000平方メートル 以上5,000平方メー	135,100円

			トル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
			50,000平方メートル以上のもの	321,100円
	その他のもの		300平方メートル未満のもの	130,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
			50,000平方メートル以上のもの	619,500円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの		3,400円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
			200平方メートル以上のもの	22,500円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,800円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,600円

		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
		50,000平方メートル以上のもの	171,300円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
		50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円
4		複合建築物	

分を1の項の
非住宅建築物
とみなして変
更の認定に係
る評価方法の
欄及び変更の
認定の申請に
係る建築物の
部分の床面積
の合計の欄に
掲げる区分に
応じそれぞれ
右欄に定める
金額に、住宅
の用途に供す
る部分を2の
項の一戸建て
の住宅又は3
の項の共同住
宅等とみなし
て変更の認定
に係る評価方
法の欄及び変
更の認定の申
請に係る建築
物の部分の床
面積の合計の
欄に掲げる区
分に応じそれ

		ぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	------------------

備考

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。
- 2 第1号の表の備考3並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額	
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められたもの	5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円

2	その他のもの	モデル建築法によるもの	5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円
			50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円
			その他のもの	5,000 平方メートル未満のもの
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円		
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円		
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円		
	50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円		

備考 第 1 号の表の備考 3 並びに第 4 号の表の備考 2 及び備考 3 の規定は、この表についても適用する。

- (11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計
1	登録住宅性能評価機関等が	5,000 平方メートル未満のもの
		46,400 円

	軽微な変更に該当すると認められたもの		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	73,100 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	92,100 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	114,900 円
			50,000 平方メートル以上のもの	160,600 円
2	その他のもの	モデル建築法によるもの	5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	176,200 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,600 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	248,100 円
			50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円
			その他のもの	5,000 平方メートル未満のもの
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	368,700 円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	435,700 円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	496,900 円	
		50,000 平方メートル以上のもの	619,500 円	

備考 第 1 号の表の備考 3 並びに第 4 号の表の備考 2 及び備考 3 の規定は、この表についても適用する

(12) 法第 36 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の申請をしよ	認定に係る評価方	床面積の合計	

	うとする建築物	法			
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価 機関等が消費性能 基準に適合すると 認められたもの又は適 合判定通知書等に より消費性能基準 に適合することが 確認できるもの	300平方メートル未 満のもの	11,000円	
			300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	30,700円	
			2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	91,600円	
			5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	144,900円	
			10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	182,900円	
			25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	228,600円	
			50,000平方メー トル以上のもの	319,900円	
		その他の もの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル未 満のもの	99,200円
				300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	166,200円
				2,000平方メートル 以上5,000平方メー	269,000円

			トル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
	その他のもの		300平方メートル未満のもの	259,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	5,600円		
		その他のもの	仕様基準等によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
				200平方メートル以上のもの	21,600円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
				200平方メートル以上のもの	43,700円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合すること	300平方メートル未満のもの	11,000円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,100円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メー	51,300円	

が確認できるもの	トル未満のもの		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,600円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,200円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	222,500円	
	50,000平方メートル以上のもの	337,400円	
その他のもの	仕様基準等によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,000円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	551,300円
			50,000平方メートル以上のもの	966,800円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	319,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	629,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,113,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,046,600円
4	複合建築物			

		<p>分を1の項の非住宅建築物とみなして認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</p>
--	--	---

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成 28 年国土交通省告示第 266 号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。
- 2 第 1 号の表の備考 2 及び備考 3 並びに第 4 号の表の備考 2 の規定は、この表についても適用する。
- 3 「認定に係る評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。
- 4 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証(以下この条において「検査済証」という。)
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 25 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 43 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
- 5 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- 6 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。
 - (1) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準
 - (2) 省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準
 - (3) 省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準
- (13) 法第 30 条第 1 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は法第 36 条第 2 項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1 通につき 2,000 円

(徴収の時期等)

第 3 条 手数料は、前条各号に規定する事務の請求等があった際に徴収する。

(還付)

第 4 条 納付された手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(過料)

第 6 条 詐欺その他不正行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。